

改正

平成27年10月1日規則第55号
平成28年4月1日規則第25号
平成29年2月1日規則第4号
平成29年4月1日規則第29号
平成30年12月25日規則第77号
平成31年4月1日規則第17号
令和3年3月25日規則第11号
令和5年4月1日規則第36号

岩国市景観条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、岩国市景観条例（平成24年条例第38号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(工作物)

第2条 条例第2条第2項第4号に規定する規則で定める工作物は、次に掲げるものとする。

- (1) 塀、門、柵、垣、擁壁、舗装その他これらに類するもの
 - (2) 太陽光発電設備その他これらに類するもの
 - (3) 自動販売機、室外機等の生活関連設備その他これらに類するもの
 - (4) 高架水槽、冷却塔その他これらに類するもの
 - (5) 彫像、記念碑その他これらに類するもの
 - (6) 鉄塔、電波塔、記念塔、物見塔、装飾塔その他これらに類するもの
 - (7) 電柱、鉄柱、木柱、アンテナ（家庭用テレビのアンテナを除く。）、鉄筋コンクリート造りの柱その他これらに類するもの
 - (8) 電気供給のための電線路、有線電気通信のための電線路、空中線及び支持物
 - (9) 観覧車、メリーゴーラウンド、ウォーターシュート、コースターその他これらに類する施設
 - (10) コンクリートプラント、アスファルトプラントその他これらに類する製造設備
 - (11) 石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等を貯蔵し、又は処理する施設
 - (12) 汚水処理施設、ごみ処理施設その他これらに類する施設
 - (13) 煙突、排気塔その他これらに類するもの
 - (14) 看板、標識、アーチその他これらに類するもの
 - (15) 街路灯、照明灯、カーブミラーその他これらに類するもの
 - (16) 前各号に掲げるもののほか、市長が指定し、告示したもの
- (行為の届出等)

第3条 条例第10条第1項の規定による景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）第16条第1項各号に掲げる行為の届出は、次の各号に掲げる行為の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める届出書に、別表第1に掲げる図書を添付して行うものとする。

- (1) 法第16条第1項第1号及び第2号に規定する行為 建築行為等届出書(様式第1号)
 - (2) 法第16条第1項第3号に規定する行為 開発行為届出書(様式第2号)
 - (3) 条例第11条第1号に規定する行為 土地の形質の変更届出書(様式第3号)
 - (4) 条例第11条第2号に規定する行為 木竹の植栽又は伐採の届出書(様式第4号)
 - (5) 条例第11条第3号に規定する行為 物件の堆積に関する行為届出書(様式第5号)
- 2 条例第10条第1項の規定による法第16条第2項に規定する変更の届出は、変更届出書(様式第6号)に、別表第1に掲げる図書を添付して行うものとする。
- 3 条例第10条第2項の規定において準用する同条第1項の規定による建築物又は工作物の撤去の届出は、建築行為等届出書に、別表第1に掲げる図書を添付して行うものとする。
- 4 条例第10条第3項に規定する規則で定める図書は、次に掲げるものとする。
- (1) 外部仕上げ表
 - (2) 構造詳細図(工作物の場合に限る。)
 - (3) 現況平面図
 - (4) 現況断面図
 - (5) 植栽計画図
- (行為の届出の適用除外)

第4条 条例第12条に規定する良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがない行為として規則で定めるものは、別表第2の左欄に掲げる区域に応じ、同表の中欄に掲げる行為の区分ごとに同表の右欄に掲げる届出の対象となる規模以外のものとする。

(事前協議)

第5条 条例第14条第2項の規定による協議は、次に掲げる事項が分かる書面をもって行うものとする。

- (1) 当該行為を予定する敷地の位置及び範囲
 - (2) 当該行為を予定する計画の概要又は内容
- 2 条例第14条第2項第2号に規定する良好な景観の形成に影響を及ぼす行為として規則で定めるものは、次に掲げるものとする。
- (1) 第15条に規定する許可を必要とする行為
 - (2) 風力発電設備、太陽光発電設備その他の再生可能エネルギーに関する施設を建設する行為
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が良好な景観の形成に影響を及ぼす行為として届出の必要があると認めるもの
- (適合通知書等)

第6条 条例第16条第1項の規定による通知は、景観計画区域内における行為の届出(変更)に関する適合通知書(様式第7号)により行うものとする。

- 2 条例第16条第2項の規定において準用する同条第1項の規定による通知は、景観計画区域内における撤去の届出に関する確認通知書(様式第8号)により行うものとする。
- (行為の中止又は完了の届出)

第7条 条例第17条の規定による届出は、中止の場合は中止届出書(様式第9号)により、

完了の場合は完了届出書（様式第10号）により行うものとする。この場合において、完了届出書には、現況写真（行為が完了した後の写真）を添付するものとする。

（勧告）

第8条 法第16条第3項の規定による勧告は、勧告書（様式第11号）により行うものとする。

（公表）

第9条 条例第18条第3項の規定による公表は、岩国市公告式条例（平成18年条例第3号）に規定する公告式その他の方法により、次に掲げる事項について行うものとする。

- （1） 勧告に従わない者の住所（法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地）
- （2） 勧告に従わない者の氏名（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名）
- （3） 事実の概要及び経緯並びに勧告の内容
- （4） 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
（指定又は保全に関する調査等の同意）

第10条 法第19条第1項若しくは法第28条第1項の規定による指定に関する調査等又は景観重要建造物若しくは景観重要樹木の保全に関する調査等については、その所有者からあらかじめ同意を得るものとする。

2 前項の規定に基づく同意は、同意書（様式第12号）により行うものとする。

（景観重要建造物及び景観重要樹木の指定に関する意見聴取）

第11条 法第19条第2項又は第28条第2項の規定による意見の聴取は、景観重要建造物（樹木）指定意見書（様式第13号）により行うものとする。

（景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の提案）

第12条 法第20条第1項若しくは第2項又は第29条第1項若しくは第2項による指定の提案は、景観重要建造物等指定提案書（様式第14号）により行うものとする。

2 法第20条第3項又は第29条第3項の規定による通知は、景観重要建造物等に指定しない旨の通知書（様式第15号）により行うものとする。

（景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の通知）

第13条 法第21条第1項の規定による通知は、景観重要建造物指定通知書（様式第16号）により行うものとする。

2 法第30条第1項の規定による通知は、景観重要樹木指定通知書（様式第17号）により行うものとする。

（景観重要建造物及び景観重要樹木の標識の設置）

第14条 法第21条第2項の規定による標識及び法第30条第2項の規定による標識（以下「標識」と総称する。）には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- （1） 指定番号及び指定の年月日
- （2） 景観重要建造物の名称又は景観重要樹木の樹種

2 標識は、当該景観重要建造物又は景観重要樹木の景観を損なわないように形態及び意匠に配慮するとともに、当該景観重要建造物の敷地内又は当該景観重要樹木の近傍で見やすい場所に設置するものとする。

(景観重要建造物及び景観重要樹木の現状変更の許可)

第15条 法第22条第1項の規定による景観重要建造物の現状の変更に係る許可又は法第31条第1項の規定による景観重要樹木の現状の変更に係る許可を受けようとする者は、景観重要建造物現状変更許可申請書(様式第18号)又は景観重要樹木現状変更許可申請書(様式第19号)に、別表第1に掲げる図書を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 位置図

(2) 現況平面図

(3) 計画平面図

(4) 現況立面図

(5) 計画立面図

(6) 現況写真(行為を行う前の写真)

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

2 法第22条第1項又は第31条第1項の規定による許可は、現状変更許可通知書(様式第20号)により行うものとする。

3 法第22条第2項又は第31条第2項の規定による不許可は、現状変更不許可通知書(様式第21号)により行うものとする。

(景観重要建造物及び景観重要樹木の原状回復等の命令)

第16条 法第23条第1項(法第32条第1項の規定により準用する場合を含む。)の規定による命令は、原状回復等命令書(様式第22号)により行うものとする。

(景観重要建造物及び景観重要樹木の管理に関する命令又は勧告)

第17条 法第26条又は第34条の規定による命令は、管理に関する命令書(様式第23号)により行うものとする。

2 法第26条又は第34条の規定による勧告は、管理に関する勧告書(様式第24号)により行うものとする。

(景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の解除)

第18条 法第27条第3項の規定において準用する法第21条第1項又は第35条第3項の規定において準用する法第30条第1項の規定による通知は、景観重要建造物等指定解除通知書(様式第25号)により行うものとする。

(景観重要建造物及び景観重要樹木の所有者又は管理者の変更の届出)

第19条 法第43条の規定による所有者又は管理者の変更の届出は、景観重要建造物等の所有者又は管理者の変更届出書(様式第26号)により行うものとする。

(景観重要建造物及び景観重要樹木の滅失又は毀損の届出)

第20条 景観重要建造物又は景観重要樹木の全部又は一部が滅失し、又は毀損したときは、事実を知った日から14日以内に市長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出は、景観重要建造物等滅失・毀損届出書(様式第27号)により行うものとする。

(会議)

第21条 条例第27条に規定する岩国市景観審議会(以下「審議会」という。)の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。ただし、会長を定めるための会議は、市長が招集する。

- 2 会議の議長は、会長をもって充てる。
- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第22条 審議会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第23条 審議会の庶務は、景観整備課において処理する。

(補則)

第24条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年10月1日規則第55号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年4月1日規則第25号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成29年2月1日規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成29年4月1日規則第29号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成30年12月25日規則第77号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成31年4月1日規則第17号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和3年3月25日規則第11号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の岩国市景観条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）の規定によりされた届出及び申請は、この規則による改正後の岩国市景観条例施行規則の規定によりされた届出及び申請とみなす。
- 3 この規則の施行の際改正前の規則による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則 (令和5年4月1日規則第36号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の岩国市景観条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）第3条第2項及び第7条の規定によりされた届出は、この規則

による改正後の岩国市景観条例施行規則第3条第2項及び第7条の規定によりされた届出とみなす。

- 3 この規則の施行の際、改正前の規則による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

別表第1（第3条関係）

行為の区分	添付図書	明示すべき事項
1 建築物の新築又は工作物の新設、建築物又は工作物の増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕、模様替え、色彩の変更	位置図 （縮尺2,500分の1以上）	方位、敷地の位置、敷地周辺の状況
	配置図 （縮尺100分の1以上）	方位、敷地の境界線、建築物又は工作物の位置、外構計画
	各階平面図 （縮尺50分の1以上）	方位、間取り、開口部の位置
	立面図 （4面、縮尺50分の1以上）	外観部材の種類、仕上げ方法及び色彩（日本産業規格Z8721に定める色相、明度及び彩度の三属性の値を表示したもの）
	現況写真	敷地及び敷地周辺の状況
	外部仕上表	各部位の使用部材の種類、仕上げ方法及び色彩（日本産業規格Z8721に定める色相、明度及び彩度の三属性の値を表示したもの）
	構造詳細図 （工作物のみ）	基礎を含む使用部材の種類、寸法
2 建築物又は工作物の撤去	その他市長が必要と認める図書	
	位置図 （縮尺2,500分の1以上）	方位、敷地の位置、敷地周辺の状況
	配置図 （縮尺100分の1以上）	方位、敷地の境界線、建築物又は工作物の位置
	現況写真	敷地及び敷地周辺の状況
3 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第12項に規定する開発行為	その他市長が必要と認める図書	
	位置図 （縮尺2,500分の1以上）	方位、行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況
	現況平面図 （縮尺500分の1以上）	方位、行為を行う土地の境界線、行為地を含む周辺の地形の現況
	土地利用計画図 （縮尺500分の1以上）	方位、行為を行う土地の境界線、行為後の土地利用計画、植栽計画、遮へい施設等の位置
	現況断面図	行為を行う土地の縦断面、横断面及び法面

	(縮尺500分の1以上)	の状況
	計画断面図 (縮尺500分の1以上)	行為を行う土地の計画縦断面、計画横断面の状況及び法面の措置
	現況写真	行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況
	その他市長が必要と認める図書	
4 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	位置図 (縮尺2,500分の1以上)	方位、行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況
	現況平面図 (縮尺500分の1以上)	方位、行為を行う土地の境界線、行為地を含む周辺の地形の現況
	計画平面図 (縮尺500分の1以上)	方位、行為を行う土地の境界線、行為の位置又は区域、行為後の土地利用計画、植栽計画、遮へい施設等の位置
	現況断面図 (縮尺500分の1以上)	行為を行う土地の縦断面、横断面及び法面の状況
	計画断面図 (縮尺500分の1以上)	行為を行う土地の計画縦断面、計画横断面の状況及び法面の措置
	現況写真	行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況
	その他市長が必要と認める図書	
5 木竹の植栽又は伐採	位置図 (縮尺2,500分の1以上)	方位、行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況
	現況平面図 (縮尺500分の1以上)	方位、行為を行う土地の境界線、既存樹木の位置、樹種、大きさ及び行為地を含む周辺の地形の現況
	計画平面図 (縮尺500分の1以上)	方位、行為を行う土地の境界線、伐採木の位置又は区域及び行為後の土地利用計画
	現況写真	行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況
	その他市長が必要と認める図書	
6 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	位置図 (縮尺2,500分の1以上)	方位、行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況
	現況平面図 (縮尺500分の1以上)	方位、行為を行う土地の境界線、行為地を含む周辺の地形の現況
	計画平面図 (縮尺500分の1以上)	方位、行為を行う土地の境界線、行為後の土地利用計画、植栽計画、遮へい施設等の

		位置
	現況断面図 (縮尺500分の1以上)	行為を行う土地の縦断面、横断面及び法面の状況
	計画断面図 (縮尺500分の1以上)	行為を行う土地の計画縦断面、計画横断面の状況及び法面の措置
	現況写真	行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況
	その他市長が必要と認める図書	
7 上記各行為の変更	上記に掲げる図書のうち、変更事項に関するもの	

別表第2 (第4条関係)

区域	行為の区分	届出の対象となる規模
重点地区	1 建築物の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕、模様替え、色彩の変更	規模にかかわらず全ての行為。ただし、室外機等の生活関連施設機器にあっては、前面道路から見えるもののうち、幅、奥行き及び高さがいずれも1mを超えるもので、かつ、設置する高さが3mを超えるものに限る。
	2 工作物の新設、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕、模様替え、色彩の変更	
	3 看板、自動販売機等の設置、取替え又は移転	
	4 建築物又は工作物の撤去	
	5 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	対象面積が10㎡を超えるもの又は高さが1.5mを超える法面を生じさせる切土又は盛土
	6 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	対象面積が10㎡を超えるもの
	7 木竹の植栽又は伐採	伐採の面積が100㎡以上のもの又は樹高が5mを超えるもの
	8 屋外における土石、廃棄物、再生资源その他の物件の堆積	対象面積10㎡を超えるもの又は堆積の高さ1.5mを超えるもの
一般地区	1 建築物の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕、模様替え、色彩の変更	(1) 高さが13mを超えるもの又は延べ床面積が500㎡を超えるもの (2) 増築、改築、修繕、模様替え又は色彩の変更にあつては、建築物全体が前号の規模を超えるもので、かつ、該当する部分が過半となる場合
	2 建築物の撤去	
	3 工作物の新設、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕、模	(1) 貯蔵庫等にあつては、高さが13mを超えるもの又は延べ床面積が500㎡を超

	様替え、色彩の変更	えるもの
	4 工作物の撤去	(2) 柵、塀、擁壁類にあつては、高さが2 mを超えるもの又は高さが1.2mを超える部分の垂直投影面積が30㎡を超えるもの (3) 鉄塔類にあつては、高さが15mを超えるもの (4) 増築、改築、修繕、模様替え又は色彩の変更にあつては、工作物全体が前号の規模を超えるもので、かつ、該当する部分が過半となる場合
	5 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	(1) 岩国都市計画区域 ア 市街化区域：開発面積1,000㎡以上 イ 市街化調整区域：全ての開発行為 (2) 岩国南都市計画区域：開発面積1,000㎡以上 (3) 都市計画区域外：開発面積3,000㎡以上
	6 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	対象面積が1,000㎡以上のもの
	7 木竹の植栽又は伐採	対象面積が1,000㎡以上のもの
	8 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	(1) 土石の堆積にあつては、高さ5 m以上のもの又は対象面積が1,000㎡以上のもの (2) 廃棄物、再生資源等の堆積にあつては、高さが5 mを超えるもの又は対象面積が1,000㎡以上のもの。ただし、堆積期間が30日以内の場合は除く。

建 築 行 為 等 届 出 書

年 月 日

（宛先）

岩国市長 様

住所.....

届出者 氏名.....

電話 （ ）

〔法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の
所在地、名称及び代表者氏名を記入してください。〕

岩国市景観条例第 10 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出対象地 (対象に ☒ 印を記入)	☐ 重点地区
	☐ 一般地区

届出対象行為の種類（対象に☒印を記入）

建築物	☐ 新築、増築、改築、移転又は撤去
	☐ 外観を変更することとなる修繕、模様替え、色彩の変更
工作物 ()	☐ 新設、増築、改築、移転又は撤去
	☐ 外観を変更することとなる修繕、模様替え、色彩の変更
	☐ 看板、自動販売機等の設置、取替え又は移転

設 計 者	住 所			
	氏 名		電 話	()
施 工 者	住 所			
	氏 名		電 話	()
行 為 の 場 所 (地 名 地 番)	岩国市			
行 為 の 期 間	着手予定	年	月	日
	完了予定	年	月	日

（注）この届出書には、岩国市景観条例施行規則別表第 1 に掲げる図書を添付してください。

本件責任者氏名

本件担当者氏名

連絡先

(裏)

建築行為等届出書

建築物の概要	用途												
	最高の高さ	m											
	階数	地上		階		地下		階					
	構造	造 一部 造											
	敷地面積	m ²											
	建築面積	届出部分		m ²		届出以外の部分		m ²		合計		m ²	
	延べ面積	届出部分		m ²		届出以外の部分		m ²		合計		m ²	
	屋上に設置する建築設備の種類及び高さ	高架水槽 m その他() m											
	色彩の変更部分とその面積	面積 m ²											
	仕上材	屋根			色彩	屋根							
外壁				外壁									
工作物の概要	種類												
	高さ	m (地上からの高さ m)											
	構造	造 一部 造											
	築造面積	届出部分		m ²		届出以外の部分		m ²		合計		m ²	
	敷地面積	m ²											
	仕上材					色彩							
	色彩の変更部分とその面積	面積 m ²											

(注) 1 仕上材欄には、表面仕上の材料をできるだけ詳しく記入してください。

(例：日本瓦、波型スレート、小口タイル等)

2 色彩欄には、マンセル表色系を記入してください。

3 工作物の概要欄の高さについては、工作物を建築物の上部に設置しているときは屋根又は屋上からの高さ、工作物を建築物の側面に設置しているときは工作物そのものの高さを記入してください。

開発行為届出書

年 月 日

(宛先)
岩国市長 様

住所.....

届出者 氏名.....

電話 ()

〔法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の
所在地、名称及び代表者氏名を記入してください。〕

岩国市景観条例第10条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出対象地 (対象に☑印を記入)	☐ 重点地区
	☐ 一般地区

設計者	住所				
	氏名		電話	()	
施工者	住所				
	氏名		電話	()	
行為の場所	地名地番	岩国市			
	用途地域				
行為の期間		着手 予定	年 月 日	完了 予定	年 月 日
開発行為の概要	開発区域の面積	㎡			
	行為の目的	住宅 (区画) (最小区画面積 ㎡)			
		その他 ()			
	行為の内容	切土 (㎡) 盛土 (㎡) その他 ()			

(注) この届出書には、岩国市景観条例施行規則別表第1に掲げる図書を添付してください。

本件責任者氏名

本件担当者氏名

連絡先

様式第3号（第3条関係）

土地の形質の変更届出書

年 月 日

(宛先)
岩国市長 様

住所.....

届出者 氏名.....

電話 ()

〔法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の
所在地、名称及び代表者氏名を記入してください。〕

岩国市景観条例第10条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出対象地 (対象に☑印を記入)	☐ 重点地区
	☐ 一般地区

土地の形質の変更内容 (対象に☑印を記入)			
☐ 土地の開墾	☐ 土石の採取	☐ 鉱物の掘採	☐ その他

設計者	住所				
	氏名		電話	()	
施工者	住所				
	氏名		電話	()	
行為の場所 (地名地番)		岩国市			
行為の期間		着手 予定	年 月 日	終了 予定	年 月 日
土地の形質 変更内容	土地の面積	m ²			
	行為の内容	切土 (m ³) 盛土 (m ³) その他 ()			

(注) この届出書には、岩国市景観条例施行規則別表第1に掲げる図書を添付してください。

本件責任者氏名 _____ 本件担当者氏名 _____
連絡先 _____

木 竹 の 植 栽 又 は 伐 採 の 届 出 書

年 月 日

（宛先）
岩国市長 様

住所.....
届出者 氏名.....
電話 （ ）

〔法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の
所在地、名称及び代表者氏名を記入してください。〕

岩国市景観条例第 10 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出対象地 （対象に ☒ 印を記入）	☐ 重点地区
	☐ 一般地区

届出対象行為の種類（対象に ☒ 印を記入）

☐ 木竹の植栽
☐ 木竹の伐採

施 工 者	住 所				
	氏 名		電話	（ ）	
行 為 の 場 所 （ 地 名 地 番 ）		岩国市			
行 為 の 期 間		着手 予定	年 月 日	終了 予定	年 月 日
植栽・伐採	土 地 の 面 積	㎡			
	行 為 の 内 容	植栽	（	㎡	
		樹種	（	）	
		伐採	（	㎡	
樹種	（	）			

（注） この届出書には、岩国市景観条例施行規則別表第 1 に掲げる図書を添付してください。

本件責任者氏名 _____ 本件担当者氏名 _____
連絡先 _____

物件の堆積に関する行為届出書

年 月 日

(宛先)
岩国市長 様

住所.....

届出者 氏名.....

電話 ()

〔法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の
所在地、名称及び代表者氏名を記入してください。〕

岩国市景観条例第 10 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出対象地 (対象に ☒ 印を記入)	☐ 重点地区
	☐ 一般地区

届出対象行為の種類 (対象に ☒ 印を記入)

☐ 土石の堆積
☐ 廃棄物の堆積
☐ 再生資源の堆積
☐ その他の物件の堆積 (堆積する物件を記入)

設計者	住所				
	氏名		電話	()	
施工者	住所				
	氏名		電話	()	
行為の場所 (地名地番)		岩国市			
行為の期間		着手 予定	年 月 日	終了 予定	年 月 日
堆積物	土地の面積	m ²	堆積物の面積	m ²	
	堆積物の高さ	m			
	行為の目的				

(注) この届出書には、岩国市景観条例施行規則別表第 1 に掲げる図書を添付してください。

本件責任者氏名 _____ 本件担当者氏名 _____
連絡先 _____

変 更 届 出 書

年 月 日

（宛先）
岩国市長 様

住所.....
届出者 氏名.....
電話 （ ）

〔法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の
所在地、名称及び代表者氏名を記入してください。〕

岩国市景観条例第 10 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

当 初 の 届 出 の 適 合（確 認）通 知 書	年 月 日	岩 景 第 号
行 為 の 場 所 （ 地 名 地 番 ）	岩国市	
変 更 の 内 容		
行 為 の 期 間	着 手 日 年 月 日	完 了 日 年 月 日

（注） この届出書には、岩国市景観条例施行規則別表第 1 に掲げる図書を添付してください。

本件責任者氏名 _____ 本件担当者氏名 _____
連絡先 _____

景観計画区域内における行為の届出（変更）に関する適合通知書

岩景第 号
年 月 日

様

岩国市長

国

年 月 日付けで届出のあった次の行為について、岩国市景観形成基準と照合し、適合と確認しましたので、通知します。

- 1 行為の場所
- 2 行為の着手予定日
- 3 行為の完了予定日
- 4 届出対象地

届出対象地 (対象に☑印を記入)	☐ 重点地区
	☐ 一般地区

5 届出対象行為の種類

建築物	☐ 新築、増築、改築、移転
	☐ 外観を変更することとなる修繕、模様替え、色彩の変更
工作物 ()	☐ 新設、増築、改築、移転
	☐ 外観を変更することとなる修繕、模様替え、色彩の変更
	☐ 看板、自動販売機等の設置、取替え又は移転
開発行為	☐ 都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為
土地の形質の変更	☐ 土地の開墾 ☐ 土石の採取 ☐ 鉱物の掘採 ☐ その他
木竹の植栽又は伐採	☐ 木竹の植栽 ☐ 木竹の伐採
屋外の土石、廃棄物、 再生資源その他の物件 の堆積	☐ 土石の堆積 ☐ 廃棄物の堆積 ☐ 再生資源の堆積
	☐ その他の物件の堆積 ()

6 その他

--

備考

- 1 当該届出に係る事項のうち、設計又は施工方法の変更が生じたときは、岩国市景観条例第 10 条第 1 項の規定に基づき、工事着手の 30 日前までに行為の変更届出書の提出が必要となります。
- 2 当該届出に係る行為を中止し、又は完了したときは、岩国市景観条例第 17 条の規定に基づき、中止届出書又は完了届出書の提出が必要となります。

様式第 8 号（第 6 条関係）

景観計画区域内における撤去の届出に関する確認通知書

岩景第 号
年 月 日

様

岩国市長 印

年 月 日付けで届出のあった次の行為について、確認しましたので通知します。

- 1 行為の場所
- 2 行為の着手予定日
- 3 行為の完了予定日
- 4 届出対象地

届出対象地 (対象に☑印を記入)	☐ 重点地区
	☐ 一般地区

5 届出対象行為の種類

☐ 建築物の撤去	☐ 工作物の撤去 ()
---------------------------------	--

6 その他

--

備考

当該届出に係る行為を中止し、又は完了したときは、岩国市景観条例第 17 条の規定に基づき、中止届出書又は完了届出書の提出が必要となります。

中止届出書

年 月 日

(宛先)
岩国市長 様

住所.....

届出者 氏名.....

電話 ()

〔法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の
所在地、名称及び代表者氏名を記入してください。〕

岩国市景観条例第17条の規定により、次のとおり届け出ます。

届出対象地（対象に ☒ 印を記入）	☐ 重点地区 ☐ 一般地区
---	---

届出対象行為の種類（対象に☒印を記入）

建築物	☐ 新築、増築、改築、移転又は撤去
	☐ 外観を変更することとなる修繕、模様替え、色彩の変更
工作物 ()	☐ 新設、増築、改築、移転又は撤去
	☐ 外観を変更することとなる修繕、模様替え、色彩の変更
	☐ 看板、自動販売機等の設置、取替え又は移転
開発行為	☐ 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為
土地の形質の変更	☐ 土地の開墾 ☐ 土石の採取 ☐ 鉱物の掘採 ☐ その他
木竹の植栽又は伐採	☐ 木竹の植栽 ☐ 木竹の伐採
屋外の土石、廃棄物、 再生資源その他の物件 の堆積	☐ 土石の堆積 ☐ 廃棄物の堆積 ☐ 再生資源の堆積
	☐ その他の物件の堆積（堆積する物件を記入）

設計者	住所			
	氏名		電話	()
施工者	住所			
	氏名		電話	()
行為の場所 (地名地番)	岩国市			
中止理由				
行為の期間	着手日	年	月	日
	中止日	年	月	日

本件責任者氏名 _____ 本件担当者氏名 _____
連絡先 _____

完了届出書

年 月 日

(宛先)
岩国市長 様

住所.....

届出者 氏名.....

電話 ()

〔法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の
所在地、名称及び代表者氏名を記入してください。〕

岩国市景観条例第17条の規定により、次のとおり届け出ます。

届出対象地（対象に ☒ 印を記入）	☐ 重点地区 ☐ 一般地区
---	---

届出対象行為の種類（対象に☒印を記入）

建築物	☐ 新築、増築、改築、移転又は撤去
	☐ 外観を変更することとなる修繕、模様替え、色彩の変更
工作物 ()	☐ 新設、増築、改築、移転又は撤去
	☐ 外観を変更することとなる修繕、模様替え、色彩の変更
	☐ 看板、自動販売機等の設置、取替え又は移転
開発行為	☐ 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為
土地の形質の変更	☐ 土地の開墾 ☐ 土石の採取 ☐ 鉱物の掘採 ☐ その他
木竹の植栽又は伐採	☐ 木竹の植栽 ☐ 木竹の伐採
屋外の土石、廃棄物、 再生資源その他の物件 の堆積	☐ 土石の堆積 ☐ 廃棄物の堆積 ☐ 再生資源の堆積
	☐ その他の物件の堆積（堆積する物件を記入）

設計者又は施工者	住 所			
	氏 名		電 話	()
適合（確認）通知書	年 月 日 岩景第 号			
行為の場所 (地名地番)	岩国市			
行為の期間	着手日	年 月 日	完了日	年 月 日

(注) 現況写真（行為が完了した後の写真）を添付してください。

本件責任者氏名 _____ 本件担当者氏名 _____
連絡先 _____

※以下は記入不要です。

市確認欄	検査日	年 月 日	景観形成基準 適合・ 非適合
------	-----	-------	----------------

勸告書

第 年 月 日 号

届出者 住所

氏名

様

岩国市長

印

勸告書

年 月 日付けで届出のあった次の行為について審査した結果、岩国市景観計画に定められた当該行為についての制限に適合しないと認められますので、景観法第16条第3項の規定に基づき、年 月 日までに設計の変更その他の必要な措置をとることを勧告します。

1 行為の内容

- (1) 行為の場所
- (2) 行為の種類
- (3) 設計者住所
氏名
- (4) 施工者住所
氏名

2 勧告の理由

3 設計の変更その他の措置をとるべき事項

同意書

年 月 日

（宛先）

岩国市長 様

住 所

氏 名

景観重要建造物若しくは景観重要樹木の指定又はその保全のために必要があるときは、私及び私の世帯員（以下「私等」という。）の次に掲げる事項につき、岩国市が官公署、学識経験者又は指定若しくは保全調査のために委託した設計会社に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供又は意見を求めることに同意します。

また、岩国市が景観重要建造物若しくは景観重要樹木の指定又はその保全のために委託した設計会社に対し、必要となる図面、当該物件の保存状態、特徴的な工法、意匠又は様態の確認のための現地調査及び資料作成を依頼することに同意します。

なお、岩国市の報告要求に対し、官公署等が報告することについて、私等が同意している旨を官公署等に伝えて構いません。

- 1 所有者の氏名及び住所又は居所
- 2 所有する建造物の名称、樹種及び所在地
- 3 所有する建造物の建築年、建築面積、延べ面積及び構造
- 4 所有する建造物の外観の特徴
- 5 所有する樹木の樹容の特徴

※ 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定期間中に限る（指定解除後は失効する。）。

本件責任者氏名

本件担当者氏名

連絡先

景観重要建造物（樹木）指定意見書

年 月 日

（宛先）
岩国市長 様

（申述者）住 所
（法人にあっては主たる事業所の所在地）
氏 名
（法人にあっては名称及び代表者の氏名）
電 話

景観法（第19条第2項
第28条第2項）の規定により、（景観重要建造物
景観重要樹木）に指定されることに次のとお

り、意見を付して（同意します。
同意しません。）

名称		
所在地		
権利形態		
建造物	用途	
	構造	造
	建築年月日	年 月 日
	敷地面積	m ²
	建築面積	m ²
	延床面積	m ²
	階数及び高さ	地下 階 ・ 地上 階 高さ m
	備考	
樹木	樹種	
	樹高	
	幹周り	m
	備考	
意見		

本件責任者氏名 _____ 本件担当者氏名 _____
連絡先 _____

景観重要建造物等指定提案書

年 月 日

（宛先）
岩国市長 様

（提案者）住 所
氏 名
連絡先（電話）

第 20 条第 1 項・第 2 項
景観法 の規定により、次のとおり指定することを提案します。
第 29 条第 1 項・第 2 項

景観重要建造物	名 称			
	所 在 地			
	所有者の住所 及 び 氏 名			
	建 築 年			
	建 築 面 積	m ²	延 床 面 積	m ²
	構 造	造 建て		
	外 観 の 特 徴			
景観重要樹木	樹 種			
	所 在 地			
	所有者の住所 及 び 氏 名			
	樹 容 の 特 徴			

※添付書類：位置図、配置図、写真
上記物件を景観重要建造物又は景観重要樹木の指定に推薦することについて承諾いたします（提案者と所有者が同一の場合も記入してください。）。

（所有者等）住 所
氏 名
本件責任者氏名 本件担当者氏名
連絡先

第 号
年 月 日

様

岩国市長

印

景観重要建造物等に指定しない旨の通知書

第20条第1項・第2項

景観法 の規定により提案があった建造物又は樹木については、

第29条第1項・第2項

景観重要建造物又は景観重要樹木に指定しないこととしたので、同条第3項の規定により次のとおり通知します。

- 1 名 称
- 2 所 在 地
- 3 提 案 年 月 日
- 4 指定しない理由

- 1 この処分に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に岩国市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分に不服があるときは、審査請求のほか、この通知書を受け取った日（審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、岩国市（訴訟において岩国市を代表する者は、岩国市長となります。）を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 ただし、上記1又は2の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をしたときは、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第 号
年 月 日

様

岩国市長 印

景観重要建造物指定通知書

景観法第 21 条第 1 項の規定により、次の建造物を景観重要建造物に指定したので通知します。

なお、次の建造物の増築、改築、移転若しくは除却、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更をする場合は、事前に許可を受けていただく必要があります。

- | | | |
|---|-------------|--------|
| 1 | 指 定 番 号 | 第 号 |
| 2 | 指 定 年 月 日 | |
| 3 | 名 称 | |
| 4 | 所 在 地 | |
| 5 | 所 有 者 の 氏 名 | |
| 6 | 所 有 者 の 住 所 | |
| 7 | 外 観 の 特 徴 | |
| 8 | 土地その他の物件の範囲 | 別紙のとおり |

第 号
年 月 日

様

岩国市長

印

景観重要樹木指定通知書

景観法第 30 条第 1 項の規定により、次の樹木を景観重要樹木に指定したので通知します。

なお、次の樹木の伐採又は移植をする場合は、事前に許可を受けていただく必要があります。

- | | | | |
|---|-----------|---|---|
| 1 | 指 定 番 号 | 第 | 号 |
| 2 | 指 定 年 月 日 | | |
| 3 | 樹 種 | | |
| 4 | 所 在 地 | | |
| 5 | 所有者の氏名 | | |
| 6 | 所有者の住所 | | |
| 7 | 樹 容 の 特 徴 | | |

様式第18号（第15条関係）

景観重要建造物現状変更許可申請書

年 月 日

（宛先）

岩国市長 様

住所.....

届出者 氏名.....

電話 （ ）

〔法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の
所在地、名称及び代表者氏名を記入してください。〕

景観法第22条第1項の規定により、次のとおり申請します。

景観重要建造物の名称				
指 定 番 号	第 号	指定年月日	年 月 日	
行 為 の 場 所		岩国市		
設 計 者	住 所			
	氏 名		電話	（ ）
施 工 者	住 所			
	氏 名		電話	（ ）
行 為 の 期 間		着工予定 年 月 日	完了予定 年 月 日	
行 為 の 内 容				

（注）この届出書には、岩国市景観条例施行規則別表第1に掲げる図書を添付してください。

本件責任者氏名

本件担当者氏名

連絡先

景観重要樹木現状変更許可申請書

年 月 日

（宛先）

岩国市長 様

住所.....

届出者 氏名.....

電話 （ ）

〔法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の
所在地、名称及び代表者氏名を記入してください。〕

景観法第31条第1項の規定により、次のとおり申請します。

景観重要樹木の名称					
指 定 番 号	第 号	指定年月日	年 月 日		
行 為 の 場 所		岩国市			
施 工 者	住 所				
	氏 名		電話	()	
行 為 の 期 間		着工予定 年 月 日	完了予定 年 月 日		
行 為 の 内 容					

（注）この届出書には、岩国市景観条例施行規則別表第1に掲げる図書を添付してください。

本件責任者氏名

本件担当者氏名

連絡先

第 号
年 月 日

様

岩国市長 印

現状変更許可通知書

第 22 条第 1 項
年 月 日付けで申請のあった次の行為については、景観法 の
第 31 条第 1 項
規定により許可します。
なお、次に記載している許可の条件に違反した場合は、同法第 103 条の規定により、罰
金に処されることがあります。

- | | | | |
|---|---|---|-------------|
| 1 | 名 | 称 | |
| 2 | 指 | 定 | 番 号 |
| 3 | 指 | 定 | 年 月 日 |
| 4 | 所 | 在 | 地 |
| 5 | 行 | 為 | の 期 間 |
| | | | 着手予定日 |
| | | | 完了予定日 |
| 6 | 行 | 為 | の 種 類 |
| 7 | 設 | 計 | 又は施工方法 |
| | | | 別紙図面のとおりに従う |
| 8 | 許 | 可 | の 条 件 |

第 号
年 月 日

様

岩国市長

印

現状変更不許可通知書

第22条第2項

年 月 日付けで申請のあった次の行為については、景観法 の

第31条第2項

規定により不許可とします。

- 1 名 称
- 2 指 定 番 号
- 3 指 定 年 月 日
- 4 所 在 地
- 5 理 由

- 1 この処分に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に岩国市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分に不服があるときは、審査請求のほか、この通知書を受け取った日（審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、岩国市（訴訟において岩国市を代表する者は、岩国市長となります。）を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 ただし、上記1又は2の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をしたときは、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第 号
年 月 日

様

岩国市長

印

原状回復等命令書

第 22 条第 1 項 第 3 項
あなたの行為は、景観法 又は の規定により許可に付された条件
第 31 条第 1 項 第 2 項
第 23 条第 1 項
に違反しているので、同法 の規定により、次のとおり原状回復又はこれに
第 32 条第 1 項
代わるべき措置をとることを命じます。

なお、この命令に従わない場合は、同法第 103 条の規定により、罰金に処されることがあります。

- 1 命令の対象となる建築物
又は樹木の名称及び指定番号
- 2 命令の理由
- 3 とるべき措置
- 4 履行期限

まで

- 1 この処分に不服があるときは、この命令書を受け取った日の翌日から起算して 3 か月以内に岩国市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分に不服があるときは、審査請求のほか、この命令書を受け取った日（審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して 6 か月以内に、岩国市（訴訟において岩国市を代表する者は、岩国市長となります。）を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 ただし、上記 1 又は 2 の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をしたときは、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第 号
年 月 日

様

岩国市長

印

管理に関する命令書

景観重要建造物

あなたが所有又は管理する 景観重要樹木 は、管理が適当でないため滅失し、若しくは

第 26 条

毀損し、又は枯死するおそれがあると認められるため、景観法 の規定により、次
第 34 条

の措置をとることを命じます。

なお、この命令に従わない場合は、同法第 105 条の規定により、過料に処されることがあります。

- 1 命令の対象となる建造物
又は樹木の名称及び指定番号
- 2 命令の理由
- 3 とるべき措置
- 4 履行期限

まで

- 1 この処分に不服があるときは、この命令書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に岩国市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分に不服があるときは、審査請求のほか、この命令書を受け取った日（審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、岩国市（訴訟において岩国市を代表する者は、岩国市長となります。）を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 ただし、上記1又は2の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をしたときは、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第 号
年 月 日

様

岩国市長

印

管理に関する勧告書

景観重要建造物

あなたが所有又は管理する は、管理が適当でないため滅失し、若しくは
景観重要樹木

第 26 条

毀損し、又は枯死するおそれがあると認められるため、景観法 の規定により、次
第 34 条
の措置をとることを勧告します。

- 1 勧告の対象となる建造物
又は樹木の名称及び指定番号
- 2 勧告の理由
- 3 とるべき措置
- 4 履行期限

まで

様

岩国市長

印

景観重要建造物等指定解除通知書

第 27 条第 1 項・第 2 項

景観法 の規定により、次の景観重要建造物又は景観重要樹木の

第 35 条第 1 項・第 2 項

指定を解除したので、通知します。

- 1 名 称
- 2 所 在 地
- 3 解除の理由

- 1 この処分に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に岩国市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分に不服があるときは、審査請求のほか、この通知書を受け取った日（審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、岩国市（訴訟において岩国市を代表する者は、岩国市長となります。）を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 ただし、上記1又は2の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をしたときは、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第26号（第19条関係）

景観重要建造物等の所有者又は管理者の変更届出書

年 月 日

（宛先）

岩国市長 様

届出者 住所
氏名
電話番号 （ ）
〔 法人その他の団体にあつては、主たる
事務所所在地、名称及び代表者の氏名 〕

景観法第43条の規定により、景観重要建造物等の所有者又は管理者を変更したので次の
とおり届け出ます。

建 造 物 ・ 樹 木 の 名 称	
指 定 番 号	第 号
指 定 年 月 日	年 月 日
所 在 地	岩国市
新所有者／新 管理者の住所 及び氏名	住所 氏名
旧所有者／旧 管理者の住所 及び氏名	住所 氏名

本件責任者氏名

本件担当者氏名

連絡先

様式第27号（第20条関係）

景観重要建造物等滅失・毀損届出書

年 月 日

（宛先）

岩国市長 様

届出者 住所
氏名
電話番号 ()
〔 法人その他の団体にあつては、主たる
事務所所在地、名称及び代表者の氏名 〕

景観重要建造物等が滅失・毀損をしたので、次のとおり届け出ます。

指 定 番 号 及 び 指 定 年 月 日	岩国市景観重要建造物 第 号 年 月 日 岩国市景観重要樹木 第 号 年 月 日
滅失・毀損の日時及び箇所	
滅失・毀損の原因及び現状	
滅失・毀損の事実を知った日	年 月 日
備 考	

本件責任者氏名
本件担当者氏名
連絡先